

令和8年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、住宅等のリフォーム等工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅の質の向上及び波及効果による村内経済の活性化を図るとともに、人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第5号）のほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 鮭川村内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。
- (2) 空き家 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次のいずれかにより取得し、又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
 - ア 売買（令和3年4月1日以降に成立し、買主が個人であるものに限る。）
 - イ 贈与（令和3年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）
 - ウ 相続（令和3年4月1日以降に相続したものに限る。）
 - エ 賃貸借（令和3年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る。）
- (3) 住宅等 住宅及び空き家並びに住宅及び空き家の建築設備をいい、それらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物は含まない。
- (4) リフォーム等工事 別表第1から別表第6までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって次条に定める要件に該当するものをいう。
 - ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）
- (5) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。
- (6) 村内業者 鮭川村内に住所を有する個人事業者又は鮭川村内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (7) 村外業者 前号以外の山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (8) 農業集落排水工事 リフォーム等工事の内、別表第5に掲げる工事をいう。
- (9) 子育て世帯 平成20年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

(10) 移住世帯 令和3年4月1日以降に山形県外から村内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）に居住しており、令和3年3月31日までの間に村内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を村へ提出した世帯員がいる世帯をいう。また、令和7年4月1日以降に鮭川村外から村内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を村へ提出した世帯をいう。

(11) 新婚世帯 申請日時点において、婚姻した日から5年以内である世帯をいう。

(12) 空き家改修工事 移住世帯が鮭川村空き家・空き地バンク制度に登録された空き家を取得しリフォーム等を行う工事をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 本村に住所を有する者

(2) 工事の実施にあたり、村内業者又は村外業者と工事請負契約を締結する者

(3) 令和9年2月10日まで完了報告書を提出できる者

(4) 村税等（各種保険料、使用料を含む）に滞納がない世帯

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあるとみとめられる者

(6) 空き家改修工事の場合、事業年度の3月31日までに入居し、かつ、10年以上居住し、過去に別表第7に掲げる工事に対する補助を受けていない者

(交付対象工事)

第4条 事業の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号いずれにも該当するものとする。

(1) 別表第1から別表第6までに定める基準点の合計が10点以上となる工事を含むリフォーム等工事であること。ただし、リフォーム等工事に要する費用の総額が50万円未満の場合は、基準点の合計が5点以上であること。

(2) 別表第1から別表第5までに掲げる工事にあつては、村内業者又は村外業者と工事請負契約を締結するものとし、別表第6に掲げる工事にあつては、村内業者と工事請負契約を締結するものであること。

2 前項にかかわらず、工事施工時に必須となる労働安全対策が講じられない場合は補助対象工事としない。

(交付対象住宅)

第5条 補助金交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 住宅及び住宅等
- (2) マンション等の共同建ての住宅及び長屋建ての住宅（ただし、居住の用に供する専有部分を交付対象とする。）
- (3) 併用住宅（ただし、住宅部分のみを交付対象とする。）
- (4) 鮭川村空き家・空き地バンク制度に登録された空き家
(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、建築資材等の価格高騰が著しいと認められる場合は、別表第1の1-1及び1-3に掲げる工事を実施する場合を除き、補助金の額に5分の1を乗じた額又は5万円のいずれか低い額を加算した額とする。

- (1) 子育て世帯、移住世帯又は新婚世帯 別表第1から別表第4までに掲げる工事を実施する場合は、リフォーム等工事に要する費用の4分の1の額又は15万円のいずれか低い額とする。ただし、村内業者と請負契約を締結する場合は、リフォーム等工事に要する費用の3分の1の額又は30万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号以外の世帯 別表第1から別表第4までに掲げる工事を実施する場合は、リフォーム等工事に要する費用の10分の1の額又は12万円のいずれか低い額とする。ただし、村内業者と請負契約を締結する場合は、リフォーム等工事に要する費用の5分の1の額又は24万円のいずれか低い額とする。

2 前項各号における「いずれか低い額」にかかる数値は、別表第1に掲げる工事のうち該当する工事の点数の合計が10点以上となる場合にあっては、それぞれ次の各号に掲げる額に読み替えるものとする。

- (1) 前項第1号中「15万円」とあるのは、別表第1の1-1に該当する場合は「35万円」、同表の1-3に該当する場合は「25万円」と読み替える。ただし、村内業者と請負契約を締結する場合は、同表の1-1に該当する場合は「30万円」を「50万円」、同表の1-3に該当する場合は「30万円」を「40万円」と読み替える。
- (2) 前項第2号中「12万円」とあるのは、別表第1の1-1に該当する場合は「32万円」、同表の1-3に該当する場合は「22万円」と読み替える。ただし、村内業者と請負契約を締結する場合は、同表の1-1に該当する場合は「24万円」を「44万円」、同表の1-3に該当する場合は「24万円」を「34万円」と読み替える。

3 別表第5に掲げる工事を実施する場合は、20万円を上限とした額とし、別表第1から別表第4及び別表第6に掲げるリフォーム等工事と併せて農業集落排水工事を実施する場合は、前2項及び次項の規定による補助金の額に20万円を上限とした額を加えた額とする。

- 4 別表第6に掲げる工事を実施する場合は、リフォーム等工事に要する費用の3分の2の額又は140万円のいずれか低い額とする。
- 5 リフォーム等工事に要する費用には、工事に附随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。
- 6 リフォーム等工事に対する補助金の交付は、令和8年4月1日以降に着手され、令和9年2月10日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき、それぞれ1回に限るものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム等工事に着手する前に、令和8年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム等工事の見積書の写し
- (2) リフォーム等工事の図面又は計画書の写し
- (3) 着工前カラー写真
- (4) 建築工事請負契約書の写し（契約日は申請月日以前の日付とする）
- (5) 税及び料等に関する証明書（様式第2号）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (7) 工事基準点算出表（様式第4号）
- (8) やまぽっかりノベ やまぽっかりノベ基準値確認票（様式第5号）
- (9) 子育て世帯 住民票謄本又は母子手帳の写し
- (10) 移住世帯 住民票謄本
- (11) 新婚世帯 戸籍全部事項証明書（法律婚）又は住民票謄本（事実婚）
- (12) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定し、その旨を令和8年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に申請内容を変更する又は申請を取下げるときは、令和8年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更交付申請書（様式第7号）又は令和8年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金取下げ承認申請書（様式第8号）により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は取下げが認められたときは、令和8年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）又は令和8年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金取下げ承認通知書（様式第10号）により交付対象者に通知するものとする。

る。

(完了報告書)

第10条 交付対象者は、リフォーム等工事が完了したときは、速やかに令和8年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業建築工事完了報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム等工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) リフォーム等工事の施工写真(工事中及び工事完了後)
- (3) やまぽっかりノベ やまぽっかりノベ基準値を満たす性能を証する書類(出荷証明書等)
- (4) その他村長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告があったときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第12号)により交付決定者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 村長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第13条 村長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他村長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1

	工事内容	基準点
1 - 1	全体改修工事(やまがた省エネ健康住宅の認証を受けるもの)	10点/工事

1 - 2	窓改修工事（外部に面する住宅の開口部に別表第7（1）の基準を満たす建具を設置するもの）	5点/箇所
1 - 3	部分改修工事（住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第7（2）の基準を満たす断熱材を使用するもの）	2点/m ²

別表第2

	工事内容	基準点
2 - 1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
2 - 2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
2 - 3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 浴室の床面積を増加させる工事 (2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	10点/m ² 10点/箇所 2点/箇所 3点/箇所
2 - 4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 便所の床面積を増加させる工事 (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ² 10点/箇所 10点/箇所
2 - 5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1) 長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの (2) 長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/m 2点/箇所
2 - 6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。） (1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	10点/m ² 5点/m ² 又は 2点/箇所

2 - 7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの イ 戸を吊戸方式に変更するもの ウ ア及びイ以外のもの	5点/箇所 1点/箇所 10点/箇所 5点/箇所 2点/箇所
2 - 8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
2 - 9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

別表第3

工事内容	基準点
3 - 1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事 (2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事 (3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	2. 5点/箇所 累計5m未満は5点、累計5m以上は10点 1階分につき5点
3 - 2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 屋根の勾配を大きくする工事 (2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所 10点/箇所 10点/箇所
3 - 3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第4

工事内容	基準点
4 住宅に県産木材を使用した工事	2. 5点/0. 1 m ³

別表第5

	工事内容	基準点
5	汲み取りし尿槽、単独浄化槽又は合併浄化槽から農業集落排水施設へ新規接続する工事	10点/基

別表第6

	工事内容	基準点
6	移住世帯が鮭川村空き家・空き地バンク制度に登録された空き家を改修する工事	10点/工事

別表第7

(1) 別表第1で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$)
外窓交換・内窓設置	1.5以下

(2) 別表第1で定める断熱材の基準

工事内容	熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)
屋根	6.6以上
天井	5.7以上
外壁	3.3以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	3.5以上